

愛媛県社会保険労務士会 令和6年度 第2回実務研修会

## 義務化された介護施設・事業所における BCP(業務継続計画)について

---

令和 6年 7月11日

株式会社トゥビー

# 1. 介護サービス事業者におけるBCPとは

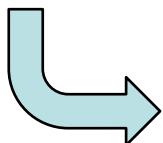
BCP:Business Continuity Plan  
(業務継続計画)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画**のことを**事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)**と呼ぶ。

※「事業継続ガイドライン(内閣府)」より

# 1. 介護サービス事業者におけるBCPとは

2021年の介護報酬改定において、介護施設における自然災害と感染症に対応した事業継続計画(BCP)の策定が義務づけられた。  
なお、3年間(～2024年3月)の経過措置が設けられた。



現在は

問 165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

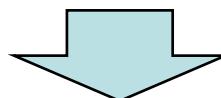
※厚生労働省老健局  
「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A  
(Vol. 1)(令和6年3月15日)」より

# 1. 介護サービス事業者におけるBCPとは

## なぜ、介護サービス事業者にBCPが必要か

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。昨今、地震や水害などの大規模災害の発生、さらには感染症の流行がみられる中、介護事業者においては、それらのことが起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須です。

大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめたBCP(業務継続計画)の作成が重要です。

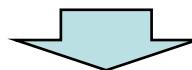


- ①サービスの継続
- ②利用者の安全確保
- ③職員の安全確保

# 1. 介護サービス事業者におけるBCPとは

介護サービスを中断させない、そして中断した場合は、速やかに復旧させる

- 介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり**必要な資源を守ることが重要**
- 介護サービス提供に必要な資源として、**職員、建物・設備、そしてライフライン(電気・ガス・水道)**がある
- 介護サービスが中断してしまった場合は、介護サービス提供に必要な資源を補って、**速やかに復旧させる**
- 職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、**重要業務に優先して取り組む**

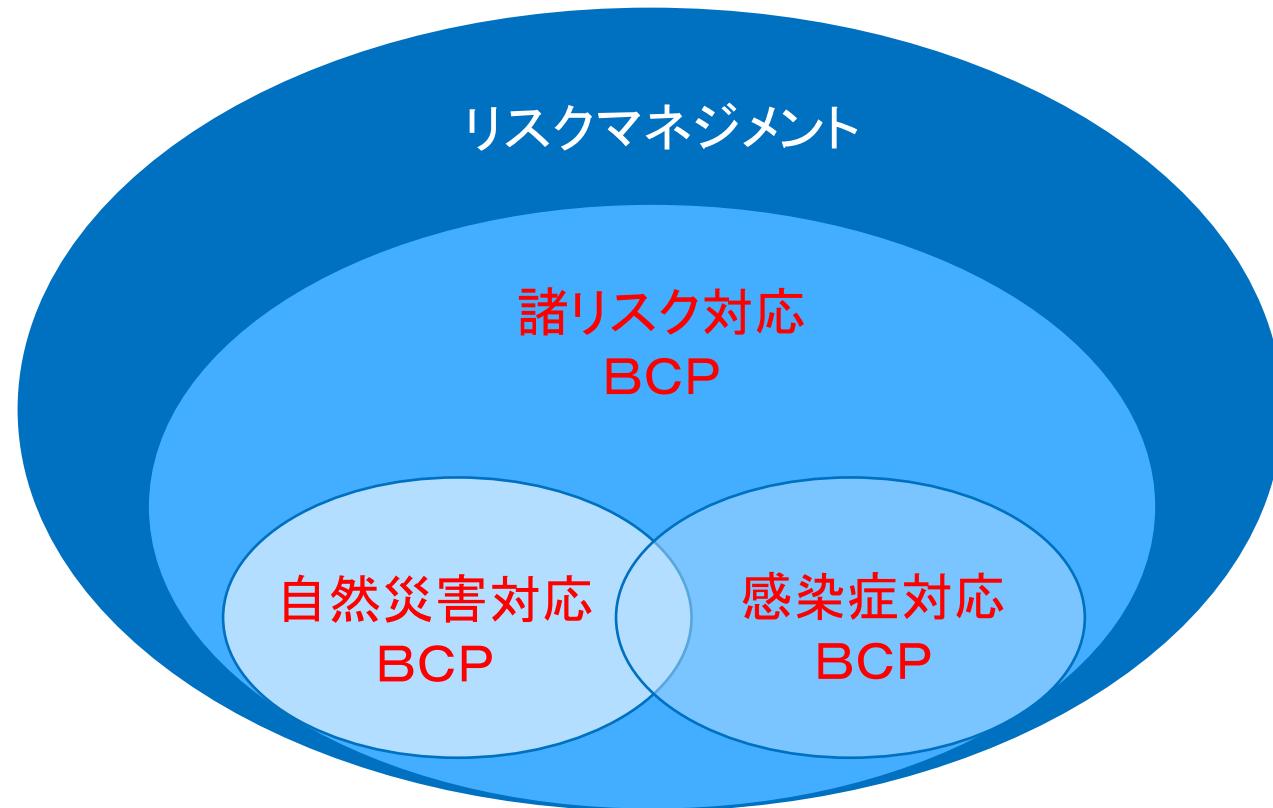


事前の対策(備え)と、発生後の被害の軽減が求められる

# 1. 介護サービス事業者におけるBCPとは

BCPはリスクマネジメントの1つ

リスクマネジメントとは、リスクを組織的に管理し、損失等の回避又は低減を図るプロセス



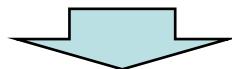
# 1. 介護サービス事業者におけるBCPとは

## リスク対応

- リスク回避…原因を根本的に取り除き、リスク事象が現実のものとならないようにする。  
→代替案、計画・目標変更など
- リスク低減…リスクが現実化した場合の影響を小さくする、リスクの発生確率を下げる。  
→耐震補強、拠点の分散など
- リスク移転…リスクも含めて第三者に責任の所在を移転する。  
→保険(資金面)、クラウドサービスでのデータ保管など
- リスク保有…リスクを受け入れる。  
→何もしない



## リスクに見合った対応策



BCPの必要性を認識し、できることから取り組んでいく

## 2. 自然災害と感染症で異なる対応

### BCPにおける考え方の違い(自然災害と感染症)

項目	自然災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"><li>できる限り事業の継続・早期復旧を図る</li><li>サービス形態を変更して事業を継続(通所→訪問など)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し事業継続のレベルを決める</li></ul> <p>→正確な情報を基に的確に判断する</p>
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"><li>主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>主として、人への健康被害が大きい</li></ul> <p>→業務継続は、主にヒトのやりくりの問題</p>
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>被害が地域的・局所的</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>被害が国内全域、全世界的となる</li></ul>
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"><li>過去事例等からある程度の影響想定が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難</li></ul>
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"><li>地震の場合は兆候がなく突発する</li><li>被害量は事後に制御不可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能</li><li>被害量は感染防止策により左右される</li></ul> <p>→感染防止策が重要</p>
事業への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>事業を復旧すれば業績回復が期待できる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>集客施設等では長期間利用者が減少し、業績悪化が懸念される</li></ul>

※「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省老健局)」を基に作成

# 3. 自然災害対応BCPの内容

## 全体像



※「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省老健局）」より

### 3. 自然災害対応BCPの内容

#### 総論

項目	内容
基本方針	何のためにBCP作成に取り組むのか? →利用者、職員、地域、取引先、などの視点
推進体制	平常時の推進体制 →多くの部門が関与することが効果的
リスクの把握	自施設(自事業所)の特徴やリスクを把握し、災害の種類や規模に応じた被害を想定しておく。 →自治体のハザードマップ、国土交通省ハザードマップ、など
優先業務の選定	①利用者の生命・健康を維持するために、最低限継続すべき「優先事業」をあらかじめ選定しておく。 →入所施設など24時間365日サービスを休止することができない事業は優先される。 ②「優先する事業」のうち「優先する業務」を選定しておく。 →与薬介助、排泄介助、食事介助、…
研修・訓練の実施	研修:入所系は年2回以上及び新規採用時、通所系・訪問系は年1回以上 訓練:入所系は年2回以上、通所系・訪問系は年1回以上
BCPの検証・見直し	・定期的に方法や手順を検証してBCPを見直し、修正を加え、徐々にバージョンアップさせていく。

### 3. 自然災害対応BCPの内容

#### 総論—リスクの把握

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

ハザードマップポータルサイト  
身のまわりの災害リスクを調べる

使い方 よくある質問 利用規約/オープンデータ配信 ▾

身のまわりの災害リスクを調べる  
(重ねるハザードマップ)

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示します。

住所から探す 住所を入力することで、その地点の災害リスクを調べることができます  
例：茨城県つくば市北郷1／国土地理院

現在地から探す

新機能（災害リスク情報のテキスト表示）について

地図から探す  


災害の種類から選ぶ      
洪水 土砂災害 高潮 津波

地域のハザードマップを閲覧する  
(わがまちハザードマップ)

市町村が法令に基づき作成・公開したハザードマップへリンクします。

  
都道府県  
市区町村  
ハザードマップの種類

### 3. 自然災害対応BCPの内容

#### 平常時の対応

項目	内 容
建物・設備の安全対策	耐震補強、止水板、什器類の転倒防止、ガラスの飛散防止、など
電気が止まった場合の対策	自家発電設備、ポータブル発電機、カーインバータ、懐中電灯、など
ガスが止まった場合の対策	カセットコンロ、使い捨てカイロ、灯油ストーブ、など
水道が止まった場合の対策	飲料水:ペットボトルの水を備蓄(成人1人1日1.5l~3l程度) 生活用水:貯水(貯水槽、ポリタンク、浴槽、など) 食器の洗浄がいらないように、紙コップ・紙皿を備蓄
通信が麻痺した場合の対策	複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備しておく。 →固定電話/携帯電話/携帯メール/PCメール/SNS/LINE など
システムが停止した場合の対策	PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとておく。 →データ喪失に対する対応、サーバー停止に対する対応
衛生面(トイレ)の対策	簡易トイレ、汚物等の一時保管場所、消臭固定剤(汚物処理)の備蓄
必要品の備蓄	食料品、看護・衛生用品、日用品、災害用備品、など
資金手当	手元金、火災保険、地震保険、など

### 3. 自然災害対応BCPの内容

#### 緊急時の対応(1／2)

項目	内 容
BCP発動基準	○○市周辺で震度○以上の地震が発生した場合 津波または大津波警報、洪水・大雨警報発令時 など
行動基準	【直後】命を守る行動(安全確保、退避) 【当日】二次災害対策(危険な場所には近づかない、初期消火など) 利用者の生命維持 など
対応体制	役割、責任者、メンバー等を決めておく。 →情報班、消化班、応急物資班、安全指導班 など
対応拠点	被災時の安全性、利便性・機能性等を考慮し、決めておく。
安否確認	利用者・職員の安否確認が速やかに行われるよう「安否確認シート」の準備や、ルール・担当を決めておく。
職員の参集基準	震度○以上の地震が発生した場合、職員は指示がなくても出勤を原則とする。ただし、○○の場合は、出勤しない選択が可能とする。
施設内外での避難場所・避難方法	【施設内】車いすや寝たきりの重度者の避難・移動も考えておく。 【施設外】地域の防災情報マップで、指定避難所を確認し、決めておく。
重要業務の継続	時間の経過や出勤率に応じて、行う業務を決めておく。

### 3. 自然災害対応BCPの内容

#### 緊急時の対応(2／2)

項目	内容
職員の管理	職員の負担が軽減できるよう職員の休憩・宿泊場所の確保や、勤務シフト原則を考えておく。
復旧対応	復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所の確認シートや各種業者連絡先一覧を整備しておく。

### 3. 自然災害対応BCPの内容

#### 他施設との連携

自施設で解決できない課題が明らかになった場合などには、被災時に相互に支援しあえるように他施設との連携・協力の関係の構築を検討しておく。

項目		
連携体制の構築	連携先との協議	<p>＜STEP1＞ 連携体制構築の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。 →人的支援、物的支援、費用負担 など</li></ul>
	連携協定書の締結	<p>＜STEP2＞ 連携体制の構築・参画</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。 →医療機関、社協、行政、自治会 など</li></ul>
	地域のネットワーク等の構築・参画	
連携対応	事前準備	<p>＜STEP3＞ 連携対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・連携協定に基づき被災時に相互連携支援することを考えてみる。 →被災時の連絡先、連絡方法、職員派遣の方法、 利用者受け入れ方法、受け入れスペースの確保 など →最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などにまとめておく。</li></ul>
	入所者・利用者情報の整理	
	共同訓練	

### 3. 自然災害対応BCPの内容

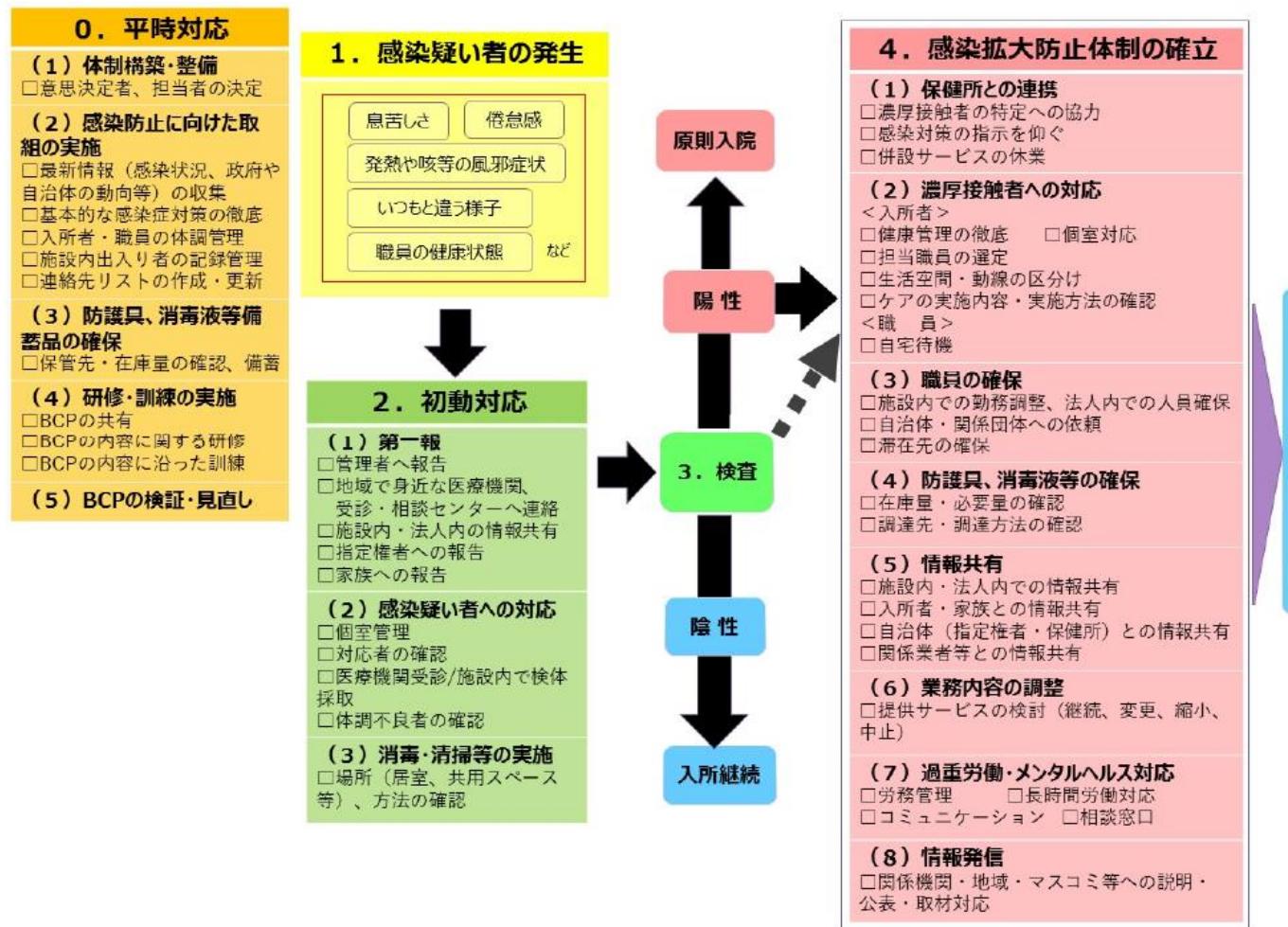
#### 地域との連携

被災時に地域住民や地域社会に対して何らかの支援を検討しておく。

項目	
被災時の職員の派遣	災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録 地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームへの登録を検討する。 →災害時要配慮者支援チーム、災害時福祉人材マッチング制度への登録 など
福祉避難所の運営	福祉避難所の指定 福祉避難所開設の事前準備 福祉避難所の指定を受けることを検討する。 →避難者用スペースが確保できること等の指定基準がある。

# 4. 新型コロナウイルス感染症対応BCPの内容

## 全体像



※「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省老健局)」より

## 4. 新型コロナウイルス感染症対応BCPの内容

### 平常時の対応

項目	内 容
体制構築・整備	平常時の推進体制 →多くの部門が関与することが効果的
感染防止に向けた取り組みの実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症に関する最新情報(感染状況、政府や自治体の動向等)の収集</li><li>・基本的な感染症対策の徹底</li><li>・職員・入所者の体調管理</li><li>・施設内出入り者の記録管理 など</li></ul>
防護具・消毒液等備蓄品の確保	備蓄品の保管場所や保管量、発注ルール、担当者等を検討する。
研修・訓練の実施	入所系は年2回以上及び新規採用時、通所系・訪問系は年1回以上の研修及び訓練が必要。
BCPの検証・見直し	定期的に方法や手順を検証してBCPを見直し、修正を加え、徐々にバージョンアップさせていく。

## 4. 新型コロナウイルス感染症対応BCPの内容

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで示された  
「感染防止の5つの基本」

- ①体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診をする。
- ②その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
  - ・利用者宅でのマスクの着用
  - ・他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュペーパー・ハンカチ、袖などを使って、口や鼻をおさえる。
- ③換気、密集・密接・密閉(三密)の回避
- ④手洗いを日常の生活習慣とする。
- ⑤適度な運動と食事により健康な生活を送る。

## 4. 新型コロナウイルス感染症対応BCPの内容

### 初動対応(感染疑い者の発生)

項目	内容
第一報	感染疑い者を発見した場合、誰が、いつ、誰に、どうやって、何を報告するのかを明確にする。
感染疑い者への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・「入所系」「通所系」「訪問系」で対応が異なる。 (例)入所系:原則として個室に移動する。 通所系:利用を控えていただく。 訪問系:サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。</li><li>・職員及び職員家族が感染した場合についても決めておく。</li></ul>
消毒・清掃等の実施	消毒・清掃を行う場所(居室、共用スペース等)、方法

## 4. 新型コロナウイルス感染症対応BCPの内容

### 感染拡大防止体制の確立(1／2)

項目	内容
保健所との連携	集団感染が発生した場合、保健所への報告と必要情報を提供する。
感染者への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・「入所系」「通所系」「訪問系」で対応が異なる。 (例)入所系:原則として個室に移動する。 通所系:利用を控えていただく。 訪問系:サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。</li><li>・職員が感染した場合についても決めておく。</li></ul>
職員の確保	職員の不足に備え、職員確保の方法を検討する。 →自施設内他部署、法人内他施設、自治体や関係団体等
防護具、消毒液等の確保	感染状況に応じて、防護具、消毒液等の確認、見直しを行う。 →在庫量、必要量、調達先、調達方法 など
情報共有	どこに(誰に)、どのような情報を、どうやって共有するかを、整理する。 →事業所内、法人内、利用者及び家族、自治体 など

# 4. 新型コロナウイルス感染症対応BCPの内容



Language

音声読み上げ

文字拡大

大

中

小

配色変更

白

青

黄

黒

くらしの情報

観光・イベント

災害・防災

現在地

[トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [医療・健康](#) > [保健予防（感染症・心の健康・予防接種・難病）](#) > [感染症](#) > [注意喚起](#)

施設等で集団感染が発生した場合



集団感染が発生した場合の報告

## 集団感染の発生

- 同一の感染症またはそれを疑われる死亡者または重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合
- 同一の感染症またはそれを疑われる者が、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合



上記の図のとおり、施設内で集団感染が発生した場合、保健所までご連絡ください。

## 4. 新型コロナウイルス感染症対応BCPの内容

### 感染拡大防止体制の確立(2/2)

項目	内容
業務内容の調整	<p>職員の出勤状況に合わせた業務調整を検討する。</p> <p>→継続業務:食事、排泄、医療的ケア、清拭 等</p> <p>→追加業務:利用者家族等への各種情報提供、施設内の消毒 等</p> <p>→削減業務:入浴、機能訓練 等</p> <p>→休止業務:レクレーション 等</p>
過重労働・メンタル対応	<p>職員の不安やストレスの軽減について検討する。</p> <p>→長時間労働や業務過多の防止、事業所内の相談窓口</p>
情報発信	<p>公表のタイミング、範囲、内容、方法、など</p> <p>→プライバシーへの配慮</p> <p>→対応者をあらかじめ決めておく など</p>

## 5. 最後に

- BCPの必要性を認識し、できることから取り組んでいく。
- BCPについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行う。

### ＜参考＞

#### 【全サービス共通】

- 業務継続計画未策定減算について

問 164 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

※厚生労働省老健局「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A( Vol. 1)(令和6年3月15日)」より